

公益財団法人大阪産業局  
競争的資金等に係る不正防止計画

令和3年4月1日 制定

公益財団法人大阪産業局（以下、「本財団」という。）は、「公益財団法人大阪産業局競争的資金等取扱規則」第9条に基づき、「公益財団法人大阪産業局競争的資金等の不正防止計画」を策定する。

## I 責任体制

### 1. 最高管理責任者

- (1) 本財団における競争的資金等の適正な使用及び研究倫理の確立に関する最高管理責任者を置き、本財団理事長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者は、当財団の競争的資金等の適正な使用及び研究倫理の確立のための業務を総括するとともに、競争的資金等の運営及び管理に関して最終責任を負う。

### 2. 総括管理責任者

- (1) 最高管理責任者の下に統括管理責任者を置き、本財団の専務理事をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本財団における競争的資金等の適正な使用のための必要な統括的業務を行う。

### 3. コンプライアンス推進責任者

- (1) コンプライアンス推進責任者を置き、本財団所管部署の職務担当理事をもって充てる。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、所管部署における不正防止施策を実施し、実施状況を確認するとともに、その実施状況等を統括管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、本財団における競争的資金等の運営及び管理に関する全ての職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、本財団において適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じ改善を指導するものとする。
- (5) 統括管理責任者が必要と認める場合は、3. (1) の規定にかかわらず、他の者をコンプライアンス推進責任者とすることができます。

### 4. 不正防止施策の推進を担当する部署

- (1) 不正防止施策の推進を担当する部署は、本財団の統括室の担当をもって充てる。
- (2) 統括室は、競争的資金等の不正に関する本財団内外からの告発等の受付窓口となる。
- (3) 統括室は、競争的資金等の不正に関するルール等に関する本財団内外からの相談の受付窓口となる。

## II コンプライアンス教育

### 1. コンプライアンス教育

- (1) コンプライアンス推進責任者の責任の下、本財団における競争的資金等の管理、運用、執行等に関わる全ての職員に対して、コンプライアンス教育を実施する。
- (2) コンプライアンス教育の対象となる者は、原則として1年に1回コンプライアンス教育を受講しなければならない。

## III 研究費不正の調査体制

競争的資金等の不正使用に係る告発及び競争的資金等の執行に係る不正使用情報の通報等があり、財団が実施する競争的資金等の取扱いにおいて、法令及び財団の規程等に反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、以下のとおり取り扱うものとする。(内部通報及び外部からの告発、両方を含む。)

### 1. 調査の開始事由

故意若しくは重大な過失により競争的資金等の他の用途への使用又は不適切な会計処理などの不正が発覚した場合は、すぐに「大阪産業局競争的資金取扱規則」第11条の通報窓口に通報等を行わなければならない。

統括室は、「大阪産業局競争的資金取扱規則」など関連規則などに従い、遅滞なく処理を行うとともに、「同規則第11条(3)」に基づき調査委員会を設置する。

なお、次の各号の一に該当した日を調査開始基準日とする。

### 2. 調査委員会等の任務

委員会設置後は、財団各種規則などに基づき取り組むこととするが、調査委員会の任務は主に次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正事実の調査及び認定  
(2) 不正に使用された研究費の相当額の調査及び認定  
(3) 調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む報告書の作成

ただし、「公益財団法人大阪産業局研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」に基づいて対応する場合は、同要綱に基づいて処理することとし、それ以外の場合は、研究不正予備調査委員会を設置し、下記内容の検討を行う。

- (1) 調査を行うにあたり、調査の開始事由の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するため、調査委員会の下に研究不正予備調査委員会（以下「予備委員会」という。）を置く。  
(2) 予備委員会は、調査開始基準日から起算して30日以内に調査の要否を判断しなければならない。

### 3. 調査結果の報告

- (1) 調査委員会は、調査開始基準日から起算して210日以内に調査を完了し、本財団の理事長及び担当部署に報告する。
- (2) 期間内に調査を完了できない場合は、途中経過の報告書をもって理事長及び担当部署に報告する。
- (3) 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実を一部でも確認した場合は、速やかに理事及び担当部署に報告する。

### 4. 措置及び処分等

- (1) 必要に応じて、調査対象となる競争的資金等について、調査期間中の一時執行停止を行う。
- (2) 必要に応じて、調査対象研究者の教育研究活動の停止措置や、競争的資金等の使用停止又は返還措置を行う。
- (3) 不正が認定された際には、必要に応じて、「公益財団法人大阪産業局就業規則」に基づき、懲戒処分を行う。
- (4) 私的流用など、行為の悪質性が高い場合は、「公益財団法人大阪産業局就業規則」第54条に基づき、法人に与えられた損害の全部又は一部を賠償させるものとする。
- (5) 不正が認定された際には、不正に関与した者の氏名・所属を含む調査結果を公表する。

## IV 事務手続きの整備

### 1. 旅費

- (1) 出張の実行状況の把握・確認を行うため、移動や宿泊に伴う領収書等の証憑書類の提出を義務付ける。
- (2) 職員の出張命令手続については、責任の所在と決裁手続きを明確化した上で、実態に即したルールとする。

### 2. 職員の勤務実績確認

非常勤雇用者や短時間勤務職員の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として、競争的資金等を扱う担当部署で行うが、支払時において、事前に勤務実績簿等を添付した支払決裁を統括室に回付させることや、支払事務を総務部で一本化するなど、競争的資金等担当部署以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。

### 3. 納入物品等の検査体制

- (1) 競争的資金等の予算にかかる物品役務の事実検査について、費目や財源に関わらず、担当する部署の職員が検収を行う。
- (2) 一定の基準に基づき、取引業者に対して不正に関与しないこと等の誓約書の提出を求

める。

#### 4. 資産管理

- (1) 換金性の高い物品の適切な資産管理を行うため、10万円未満のパソコン及びタブレット型端末を固定資産に準じた取扱いとする。
- (2) 統括室は、競争的資金等を扱う担当部署との連携を強化し、本財団の実態に即して不正発生要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

#### 5. モニタリング（内部監査）

- (1) 監査を担当する部署は不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査。具体的には、出張先への確認、人件費・謝金支払い対象者からのヒアリング、納品後の物品の現物確認 等）を実施する。
- (2) 監査を担当する部署は本財団全体のモニタリングが有効に機能する体制になっているか否かを確認し、検証を行う。
- (3) 本財団は、省庁が実施する調査について協力する。